

○公衆接遇金の弁償事務取扱要綱の制定について(通達)

平成元年7月24日

熊会第579号

公衆接遇金の弁償事務については、これまで「公衆接遇金の弁償事務取扱要綱の制定について」(昭和46年9月13日付け熊会第947号、例規)に基づき処理してきたところであるが、この制度を効果的に活用し適切な市民応接の向上を図るため、新たに別添のとおり「公衆接遇金の弁償事務取扱要綱」を制定し、平成元年8月1日から施行することにした。各所属にあっては、下記の点に留意し、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、「公衆接遇金の弁償事務取扱要綱の制定について」(昭和46年9月13日付け熊会第947号、例規)については、平成元年8月1日をもって廃止する。

記

1 要綱制定の趣旨

警察署、交番、駐在所及び警備派出所に勤務する職員は、常に公衆の中にあつて勤務している関係上、旅行者、通行人等から金銭借用の申出などを受け、自己の所持金をもって処理することがあるが、これらに要した金銭は、必ずしも全部が返還されず職員の負担となっている。

このようなことから、職員の経済的負担を軽減し、併せて適切な市民応接の向上を図るため、この要綱を制定したものである。

2 要綱の解釈及び運用上の留意事項

(1) 弁償事務取扱者等(第2関係)

この要綱適用の対象となる職員は、主として地域警察官であると考えられるところから、弁償事務の取扱補助者には、警察署の地域警察を担当する課長を指定し、接遇金の弁償に関する事務を代行させること。

(2) 弁償の範囲等(第3関係)

ア 「公衆接遇上やむを得ない事情」とは、接遇時において親族、知人がいない場合、又は適当な保護者が見当たらない場合、その他諸般の状況から経費充当の必要が客観的に認められる場合をいう。

なお、前記の判断を行うときは、特に慎重を期し、事情の聴取と身元の確認を十分行うとともに、自己の所属、氏名を告げて速やかに接遇金を返還するよう教示すること。

イ 「交通費等」とは、被接遇者が自宅その他目的地に到着するまでの間に必要とする鉄道賃、バス賃、自動車の燃料代及び通信費をいう。

ウ 「保護に伴う応急的な措置に要する経費」とは、迷い子、行方不明者等の保護に着手したときから、被保護者を保護する場所に収容するまでの間における簡単な食事代等をいう。

エ 「救護に伴う応急的な措置に要する経費」とは、行旅病人又は交通事故等による負傷者の救護のため、病院、救護施設等に収容する際のタクシー代等で、急を要し、救急車又は警察車両の到着を待ついとまがない場合の経費をいう。

(3) 報告(第4関係)

ア 接遇金を支出しようとするときの署長への報告は、接遇の必要性、被接遇者及び接遇金額(内訳)について行うこと。

イ 公衆接遇金支出報告書を作成するときは、警察署に照会して、公衆接遇金処理簿の当該処理番号を付しておくこと。

(4) 弁償の方法(第5関係)及び弁償金の返納(第6関係)

ア 接遇者から接遇金の弁償請求を受けた署長は、接遇者から提出された公衆接遇金(弁償)請求書に基づき資金前渡の手続きを行うこと。

イ 接遇金の弁償及び弁償金の返納については、この要綱に定めるもののほか、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の定めるところによること。

(5) 書類の整理(第8関係)

接遇金の弁償に関する書類(弁償金領収書を除く)の整理については、取扱補助者が行うこと。

(6) 鉄道警察隊における接遇金の取扱い(第9関係)

ア この要綱は警察署を対象として規定しているところから、鉄道警察隊における接遇金の弁償事務の取扱いについては、第1から第8までの規定を準用することにした。

イ 鉄道警察隊における接遇金の弁償事務の取扱補助者には、鉄道警察隊長を指定し、接遇金の弁償に関する事務を代行させること。

※ 別添(略)